

西宮市勤労福祉センター及びＪＲ西宮駅南庁舎敷地内における放置自転車に係る事務処理要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、西宮市勤労福祉センター（以下「センター」という。）及びＪＲ西宮駅南庁舎（以下「庁舎」という。）の環境保全及び市民が利用しやすい施設とするため、放置自転車の適切な処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放置 自転車がセンター及び庁舎敷地内に 30 日以上にわたり許可を受けることなく置かれている状態をいう。
- (2) 放置自転車 センター及び庁舎敷地内に放置されている自転車をいう。
- (3) 所有者等 自転車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は放置後最後に有していた者及び自転車を放置した者又は放置させた者をいう。

(調査等)

第３条 市長は、放置自転車と思われる自転車を発見したとき、又は通報を受けたときは速やかに警察署その他関係機関への通報その他必要な措置を講ずるとともに、当該自転車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

(警告)

第４条 市長は、前条の規定による調査の結果、放置自転車であることが判明したときは、当該放置自転車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を貼り付けるものとする。

(移動措置)

第５条 市長は、前条の規定により警告書を貼り付けた日から起算して 14 日を経過しても、警告を受けた所有者等が当該警告に従わないときは、当該放置自転車を撤去し、保管することができる。

２ 市長は、前条の規定により調査の結果、その旨を告示し、及び当該放置自転車が放置されていた場所に表示しなければならない。

３ 前項に規定する告示の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した自転車の台数
- (2) 保管した自転車が放置されていた場所
- (3) 放置されていた自転車を撤去した日時
- (4) 保管場所及び期間
- (5) 連絡先

(引取りがないときの措置)

第6条 市長は、前条に規定する措置を講じたにもかかわらず、告示の日から30日を経過してもなお自転車の引取りがないときは、当該自転車を処分することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、放置自転車の撤去に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年 7月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

撤去告示

(Notification of Removal)

この付近の放置自転車は、撤去しました
利用者は、事前に電話連絡のうえ、引渡し場所へ引取りに来てください

- ・ 撤去日 年 月 日 ()
- ・ 撤去台数 台
- ・ 保管期間 30日間 (30日を経過しても引取りのない場合は、処分します)
- ・ 引取り時間
 午前8時45分～午後5時30分
 (土、日、祝日及び12月29日～1月3日は行いません)
- ・ 持参するもの
 引取り者の住所及び氏名が確認できるもの
- ・ 引渡し場所
 西宮市勤労福祉センター (西宮市立勤労青少年ホーム機械室東側)
- ・ 問合せ先
 西宮市立勤労会館1F事務室 0798-34-1662
 (問合せは、上記引取り時間内をお願いします)

西宮市役所 労政課

撤去告示

(Notification of Removal)

この付近の放置自転車は、撤去しました
利用者は、事前に電話連絡のうえ、引渡し場所へ引取りに来てください

- ・撤去日 年 月 日 ()
- ・撤去台数 台
- ・保管期間 30日間 (30日を経過しても引取りのない場合は、処分します)
- ・引取り時間
 午前8時45分～午後5時30分
 (土、日、祝日及び12月29日～1月3日は行いません)
- ・持参するもの
 引取り者の住所及び氏名が確認できるもの
- ・引渡し場所
 JR西宮駅南庁舎駐輪場
- ・問合せ先
 西宮市立勤労会館1F事務室 0798-34-1662
 (問合せは、上記引取り時間内をお願いします)

西宮市役所 労政課